環境アセスメントに係るお知らせ

平成２９年４月１９日

川崎市環境影響評価に関する条例第２２条第２項に基づき（仮称）新百合ヶ丘総合病院増築計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	福島県須賀川市南上町１２３番の１ 医療法人社団三成会　理事長　渡邉　一夫
	指定開発行為の名称	（仮称）新百合ヶ丘総合病院増築計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為（第２種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区古沢字都古２５５－７番地　他
	指定開発行為の目的	既設の病院機能拡大のための増築
	指定開発行為の内容	開発区域面積：約 64,500 ㎡（市街化調整区域）
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成３０年２月 完了予定：平成３２年６月
縦覧のお知らせ	縦　覧　場　所	川崎市：麻生区役所及び環境局環境評価室（市役所第３庁舎１５階） 稲城市：第三文化センター及び稲城市役所環境課
	縦覧期間及び時間	期　間：平成２９年４月１９日（水）から平成２９年５月８日（月）まで土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、麻生区役所で　は、第２・第４土曜日の午前８時３０分～午後０時３０分も縦覧を行います。 時　間：午前８時３０分から午後５時まで ただし、第三文化センターにおいては、火曜日から土曜日までは午前９時００分から午後１０時００分まで、日曜日及び第２・第４月曜日は午前９時００分から午後５時００分まで（第１・第３・第５月曜日及び祝日は休館）縦覧を行います。 上記期間中、本市ホームページにて当該条例見解書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0-0-0.htm
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出	条例準備書関係住民（関係地域に在住・在勤の方）から条例公聴会において意見を述べたい旨の申出があった場合で、市長が必要があると認めるときは、条例公聴会の開催について公告します。 条例公聴会を開催する場合は、平成２９年６月３日（土）の予定です。 （公聴会では、大気質、土、緑の量、騒音、振動、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、景観、日照阻害、テレビ受信障害、地域交通、火災・爆発・化学物質の漏洩等、温室効果ガスに関する事項について、意見をお聴きする予定です。） 【申出書の提出期限及び提出先】 提出期限：平成２９年５月８日（月） （郵送の場合は、平成２９年５月８日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地 電話番号：044－200－2156 申出書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意しています。 また、本市ホームページにも掲載しています。

今後の手続きの流れ

条例公聴会において意見を述べたい旨の申出がある場合

① 条例公聴会の開催の公告

② 条例公聴会の開催　公聴会で市長が意見を聴こうとする事項について意見を述べることができます。

③ 川崎市環境影響評価審議会での審議　環境影響評価の内容を審議し、その結果を市長に答申します。

④ 条例審査書の公告　上記審議会からの答申を基に環境保全の見地から市長意見を記載した書類を公告します。

⑤ 条例評価書の公告　条例審査書を基に、条例準備書の記載内容を再検討した上で、事業者の見解を記載した書類を公告します。

申出がない場合